



佐渡市世界農業遺産 ブランドマークの活用について

佐渡市は、G I A H S世界農業遺産に国内で初めて認定された地域であり「トキと共生する佐渡の里山」をテーマに、生物多様性の保全と環境保全型農業を実践している島です。

この取組みをブランドマークを通して、国内外の人々に広く知ってもらうために活用していただける個人・団体の申請を受付けています。

使用基準

- 1 ブランドマークを、次の各号において使用する場合には、使用承認の申請をしてください。
 - (1) 佐渡産の農産物と水産物、佐渡産の材料を主に使っている加工物。
 - (2) 広告物（看板、チラシ、ホームページなど）の製作に使用する場合。
- 2 申請は、別紙「佐渡市世界農業遺産 ブランドマーク使用申請書」を佐渡市役所産業観光部農業政策課里山振興係へ1週間前までに提出し、使用の承認を受けてください。
- 3 使用承認を受けた申請者は、成果品を速やかに提出してください。成果品の提出が困難であると認められるものについては、その写真を提出してください。
- 4 使用承認後、変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。
- 5 次の各号のいずれかに該当する行為があった場合は、承認を取り消すものとします。
 - (1) 佐渡市世界農業遺産の理念に反し、又は反するおそれがある場合。
 - (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
 - (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認していると誤解を与え、又は与えるおそれのある場合。
 - (5) デザインの色、形等を改変したり応用的に使用した場合。
 - (6) その他、ブランドマーク等の使用について、著しく不相当と認めた場合。

提出先・お問い合わせは

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232
佐渡市役所 産業観光部 農業政策課 里山振興係 担当：宇治・池藤
TEL (0259) 63-5117 FAX (0259) 63-5127